

法 務大臣 上川陽子 様  
厚生労働大臣 田村憲久 様

令和3年6月15日 (資料①)  
〒060-0004  
札幌市中央区北4条西13丁目1番地90-901  
精神障害者の自立支援を考える会  
代表 木村 邦弘 (公印省略)  
Email:kimura-himawari@kfa.biglobe.ne.jp

## 「第4次犯罪被害者等基本計画」における刑法39条事案被害者等に関する要請書

### 1 要請の趣旨

当会代表木村邦弘の長男弘宣(当時35才)が、平成26年2月に勤務中の精神障害者自立支援施設(グループホーム)で入居利用者に刺殺された事件から7年が経過しました。加害者は心神喪失で不起訴となり、医療観察制度の処遇対象者とされ、以降は被害者遺族の強い要望に拘わらず「医療観察法」における「対象者の個人情報保護」を理由に加害者の処遇情報等について事実上制限・排除されてきました。

今般の「第4次犯罪被害者等基本計画」(以下「基本計画」と云う)策定に当たって、刑法39条不起訴事件被害者等に対する加害者の情報提供等の支援の正当性について法的根拠を示して改善を要望する意見書(パブリックコメント)を提出しました。

これに対して貴職等が警察庁のホームページに全文を掲載し、専門家による策定推進会等へ詳細な回答対応を報告・検討して頂いたことに敬意を表します。しかし、結果的に「基本計画」には反映されませんでした。そこで、前述のパブリックコメントにて指摘・要望した事項を中心に改めて具体的な改善策を要請するものです。尚、「医療観察法」は法務省と厚生労働省の共管事案であることから両大臣への要請としました。

### 2 具体的な要請事項

今般の「基本計画」に対する具体的な要請事項は以下の通りです。

(1)「基本計画」が掲げる策定方針、基本方針及び重点課題は、支援対象として刑法39条不起訴事件被害者も含めることを明確にしておりますが、実際には公判が開かれず加害者が医療観察制度の処遇に移行すると、被害者支援の制度から排除されます。これは明らかに司法行政の不備・不作為であり、政策的・制度的な措置が講じられていないことによるものです。具体的には保護観察所・地方自治体等に専任の被害者支援担当者を配置し、以下について日常的な支援体制の構築を要請します。

- ① 刑法39条不起訴事件被害者について名簿登録し、司法手続きに対する具体的な支援(医療審判の傍聴・決定通知書交付等)の希望・相談対応を行うこと。
- ② 犯罪被害者給付金、損害賠償民事訴訟等経済的支援についての相談対応を。
- ③ 医療観察処遇における対象者の「処遇段階等情報提供制度」の申出対応を。

(2)「医療観察制度」に対する改善要望事項に対して、「対象者の病状回復や社会復帰の障害となる恐れがある」として殆ど留保又は拒否し、「基本計画」に反映しなかったことは大変遺憾で大きな問題です。このことはこれまでも「被害者の知る権利」を阻む壁になっており、一貫して「被害者の気持ちは理解できるが法律の規定で対応できない」とされてきました。そもそもこの立場からの刑法 39 条不起訴事件被害者等への対応こそ貴職等司法・医療・行政機関の根本的な誤りです。平成 15 年 7 月に制定された「医療観察法」は、翌年の平成 16 年 12 月に制定された「犯罪被害者等基本法」の基本理念に基づいて、被害者等の尊厳・権利に配慮した適切な改定を行うべきところを全くなされず、逆にこの間の被害者参加制度・更生保護制度等犯罪被害者等に対する権利拡大の下で一般刑事事件被害者との権利格差が広がっています。今般の「基本計画」においても「策定方針」の中で、「犯罪被害者等とは、加害者の別、事件の起訴・不起訴の別等による限定は一切付されていない」と明記されています。このことから、被害者等の尊厳・権利の根本的解決には、本来現行の「医療観察法」の適切な改定が必要ですが、当面は現行の法制度の下でも運用改善が可能であり、行政の責任で速やかに具体的な措置を講じるべきです。もとより処遇現場において「被害者の病状改善や社会復帰に支障をきたす恐れ」があると判断されれば情報提供できないことは当然であり、基本は処遇現場の状況が根拠となります。改めて現行「医療観察制度」の下での被害者支援・情報提供を要請します。

(3)「医療観察制度」における「通達」等による個別の運用改善要請事項

「医療観察制度」における被害者等の支援に対する基本的な意見は前述の通りですが個別の運用改善事項について「通達」等による速やかな実施を要請します。

- ① 「処遇情報等提供制度」について改善検討を明言していることを歓迎しますが、とりわけ現在被害者等の申出による事後報告となっている対象者の「処遇変更・終了」については、変更事由等を明示した「事前通知」の迅速な実施を要請します。
- ② 「医療審判」の事前合議(第 11 条)・審判期日(第 31 条)における被害者等の参加・意見陳述について、裁判官による被害者等への事情聴取と心情報告を実施すること。
- ③ 「地域処遇ガイドライン」の「地域住民への配慮」については「被害者等への配慮」を含むことを周知すること。
- ④ 厚生労働省とも協議の上、法務大臣から「医療観察法」等の改定を法制審議会に諮問し、検討会において被害当事者等の意見を聴き、具体的な支援策を検討すること。

以上

尚、コロナ緊急事態やオリンピック対応等で多忙とは存じますが当方の意をご賢察の上、8 月末までに文書によるご回答をお願い致します。